

議案第89号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 4の項の次に次のように加える。

<p>4の2 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第16項の規定に基づく完了の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の特定建築行為に係る部分を含む工事の完了検査の申請又は完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料（特定建築行為に係る加算額）</p>	<p>次に掲げる建築物省エネ法第11条第1項の特定建築物の非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。）の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたものの合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 24,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 28,000円</p>
--	---	--

別表第7 1の項金額の欄第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

別表第10 3の項金額の欄第1号ア中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号イ中「及び(ウ)」を「から(エ)まで」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 法第12条第6項又は第13条第7項の規定による通知書及び建築基準法による検査済証を添付して申請されたもの
--

別表第10 3の項金額の欄第3号中「非住宅部分の床面積」を「対象面積」に改め、同号ア中「省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下「第1条モデル建物法」という。）」を「第1条モデル建物法」に改め、同項を同表6の項とし、同表2の項金額の欄第1号中「1の項(1)ア」を「4の項(1)ア」に改め、同欄第2号及び第3号中「1の項(2)ア」を「4の項(2)ア」に改め、同欄第4号中「1の項(4)ア」を「4の項(4)ア」に、「非住宅部分の床面積」を「対象面積」に改め、同欄第5号及び第6号中「1の項(2)ア」を「4の項(2)ア」に、「非住宅部分の床面積」を「対象面積」に改め、同項を同表5の項とし、同表1の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）」を「法」に改め、同項金額の欄第1号中「住宅以外の用途に供する部分（以下「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に改め、同号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同欄第4号中「非住宅部分の床面積」を「対象面積」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ(2)」を「省令第10条第1号イ(2)」に、「第8条モデル建物法」を「第10条モデル建物法」に改め、同号イからカまでの規定中「第8条モデル建物法」を「第10条モデル建物法」に改め、同欄第5号及び第6号中「非住宅部分の床面積」を「対象面積」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次の3項を加える。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次に掲げる法第11条第1項に規定する特定建築物の非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下
---	------------------------	---

<p>1 項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>		<p>この表において「対象面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 300,000円 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この表において「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは、114,000円)</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、192,000円)</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、311,000円)</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、407,000円)</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、489,000円)</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、574,000円)</p>
<p>2 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料</p>	<p>1の項(1)から(6)までに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>1の項(1)から(6)までに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>

別表第10備考第2項中「3の項(2)」を「6の項(2)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。